

# 令和6年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金の公募について

## 1 目的

今後、介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者が介護ロボットや ICT 機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

## 2 補助事業の概要

(1)補助対象者 愛媛県内に所在する介護サービス事業者を運営又は開設する者のうち交付要綱第2条に定める要件を全て満たすもの。

(2)補助対象事業等・・・次のア～エに定めるものとする

### ア 介護ロボットの導入支援

(1)目的要件	日常生活支援の「移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。
(2)技術的要件	次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ・ロボット技術※を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(H25 年度～H29 年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(H30 年度～R 2 年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(R 3 年度～)採択機器(「重点分野 6 分野 13 項目の対象機器・システムの開発」に限る。)
(3)市場的要件	販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

### イ ICT 等の導入支援

(1)ソフトウェアに係る要件	介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫(転記等の業務が発生しないこと)で行うことが可能となっているものであること。 また、ケアプラン連携標準仕様の対象となる介護サービス事業所の場合については、交付要綱第3条2号①(ii)に定めた介護ソフトであること。
(2)ハードウェアに係る要件	タブレット情報端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものであること。
(3) Wi-Fi 環境整備に係る要件	(1)又は(2)の機器を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器。

### ウ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

(1)介護テクノロジーのパッケージ型による導入	ア及びイで定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる場合に必要経費
(2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備	Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事を含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む) 介護ロボット機器を用いて得られる情報の介護記録へのシステム連動経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

### エ 導入支援と一体的に行う業務改善支援

(1)第三者による業務改善支援	生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者(業務改善を支援する事業者)が、介護事業所において、事前評価(課題抽出)業務改善に係る助言・指導等、事後評価(導入後の定着支援も対象とする)等の支援を行う。
-----------------	--

(2)介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等	介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等を行う。
-------------------------------	--

### (3)補助率及び補助限度額等

- ①補助率…いずれの事業も3/4  
②補助限度額…以下の表に定める通り

ア 介護ロボットの導入支援

対象経費の種類	補助限度額（1機器当たり）
介護ロボットのうち、「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」	1,000,000円
上記以外の介護ロボット	300,000円

イ ICT等の導入支援

職員数	補助限度額（1事業所当たり）
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

※職員数については、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入しても差し支えない。申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）、管理者や生活相談員等の職員については、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

補助対象事業	補助限度額（1事業所当たり）
ウ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	10,000,000円
エ 導入支援と一体的に行う業務改善支援	450,000円

#### ○対象経費…次に掲げる購入費、リース又はレンタル等に要する費用

介護ロボット、タブレット端末・スマートフォン・インカム等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費、見守り機器の導入に伴う通信環境整備、第三者による業務改善支援、介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

### 3 申請にあたっての留意事項（※詳細は、実施要領第4条を参照）

#### ○県の交付決定前に発注・購入した機器については、補助対象外とします。

- 持ち運びを前提にせず、事務所に置くパソコンやプリンター等の端末は補助対象外とします。
- 介護テクノロジー導入に伴う付属品（ペンシルやケース等）は、補助対象外とします。

### 4 補助金交付申請の受付期間・交付決定など

#### ○令和6年7月24日（水）～令和6年8月28日（水）（当日消印有効）

- 受付期間終了後に、申請内容を審査した上で交付を決定。（先着順ではありません）
- 申請書等は、愛媛県ホームページに様式と記載例を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。
- 申請書等は、個々の事業所ではなく、法人単位でご提出ください。

※予算の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。

#### 【県ホームページ URL】

<https://www.pref.ehime.jp/page/80580.html>

#### 【申請提出先・問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
(ICT)長寿政策係 TEL:089-912-2446  
(介護ロボット)介護研修係 TEL:089-912-2338

※パッケージ型については両係で対応します。

FAX:089-935-8075

